

原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民への
適切な施策の迅速な実施を求める意見書

東京電力福島第一原発事故から 1 年 7 カ月が経過したが、現在も収束のめどは立っていない。

こうした状況の中、低線量の放射線が人の健康に与える影響も科学的に十分解明されておらず、保護者や妊婦は、放射線の感受性が高い子どもや胎児への影響に大きな不安を抱えている。

2012 年 6 月 21 日、第 180 通常国会において、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」が全会一致で可決・成立した。

本法律の基本理念（第 2 条）では、被災者に対する生活支援等の施策について、放射線による影響を受けやすい子どもや胎児の健康被害を未然に防止するために、放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別な配慮をしなければならないとしている。

また、被災者が被災地に居住するか、避難するか、又は避難した後に帰還するかについて、被災者自身の自己決定権を認め、そのいずれを選択した場合であっても適切な支援をしなければならないとしている。

よって、政府においては、被災者の声を真摯に受け止め、本法律に基づき、原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民への生活支援など、具体的かつ適切な施策を迅速に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 24 年（2012 年）11 月 2 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、復興大臣

（提出者）全議員